

中小企業のみなさまを
信用保証でバックアップ!

信用保証 HAND BOOK

2017年度

育てます小さな信用、守ります大きな信用

鳥取県信用保証協会

「あなたのために動きます、役立ちます、共に歩みます」

平成29年度の主な取組方針（年度経営計画）

中小企業者のニーズへの対応を図ります

- お申込時やフォローアップの面談により経営実態やニーズを把握し、これらに対応した保証制度の創設、既存制度の見直し等を行うことにより、効果的な保証を推進します。
- 中小企業診断士を中心とした「支援チーム」により、中小企業者の課題解決に向けた助言、提案等の独自支援を行います。

創業者を応援します

- 金融機関や商工団体等、創業支援を実施している機関と連携して、相談対応や事業計画策定支援等のバックアップを行います。
- 創業者の費用負担が軽減される保証制度を活用した積極的な金融支援を行います。
- 創業後も専任の創業支援担当者が継続した支援を行います。

金融機関、関係機関との連携を強化します

- 金融機関への訪問頻度を増やし、情報交換を行うことで、資金ニーズの把握を行い、一層の保証推進を図ります。
- とっとり企業支援ネットワーク、認定支援機関、税理士会等の専門家の活用を提案しつつ、中小企業再生支援協議会、山陰中小企業再生ファンド等との連携した支援を行うことで、経営課題の早期発見、解決をお手伝いします。
- 事業引継ぎセンターと連携した事業承継支援を行います。

事業性、成長性の評価による保証支援を行います

- 企業訪問や面談を通して、中小企業の強みや成長可能性等を把握し、事業性を多面的に評価して円滑な資金調達を支援します。



目次

1	信用保証制度のしくみ	1
2	ご利用のおすすめ	2
3	ご利用に際して	3
4	許認可等を必要とする業種	5
5	信用保証のご利用内容	7
6	お申込の前に	9
7	申込書・添付書類一覧	10
8	申込書等のご記入方法	11
9	保証協会団体信用生命保険制度	12
10	主な保証制度	13
11	経営支援業務のご案内	17
12	よくあるご質問	18
13	保証協会用語の説明	19
14	お申込・相談窓口	20



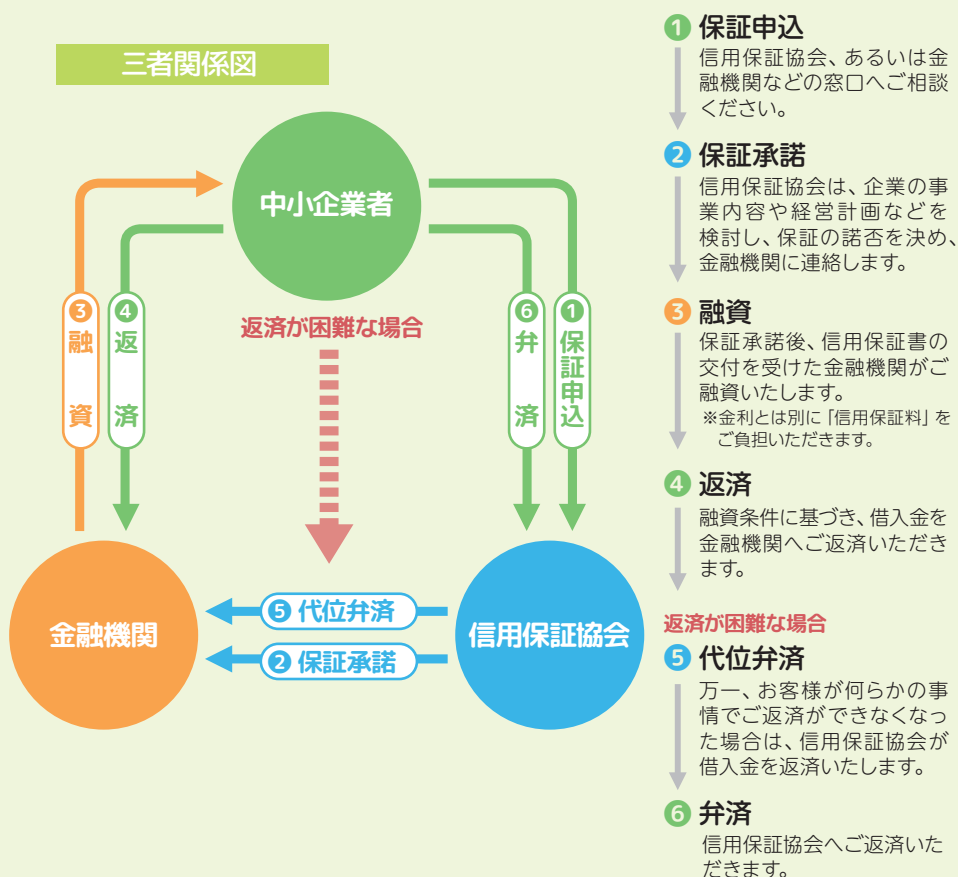
1 信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、まじめに事業経営に取り組んでいる中小企業の方が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、借入金等の債務を保証することにより、金融機関からの借入を容易にすることを目的として、信用保証協会法に基づき設立された、公的な信用保証機関です。

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者で成立しています。

- 鳥取県内7,000者の中小企業をバックアップ
- 県内中小企業のうち約4割の方が信用保証制度をご利用されています。

三者関係図



2 ご利用のおすすめ



中小企業のメリット

- ▶ 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
- ▶ 公的保証によりスピーディーな融資が受けられます。
- ▶ 有利な条件で融資が受けられます。
県・市町村の制度融資により低利な長期資金がご利用いただけます。
- ▶ 安定した借入枠が確保できます。
「当座貸越」「事業者カードローン」「強小プラス」「ABL保証」などお客様のニーズに合わせた各種保証制度をご用意しています。
- ▶ 担保設定に優遇措置があります。
登記時にかかる登録免許税が通常4/1,000のところ1.5/1,000に軽減されています。
- ▶ 融資枠の拡大が図られます。
金融機関のプロパー融資と保証付融資を併用することにより借入枠の拡大が図られます。
- ▶ 経営支援、創業支援を受けることができます。

金融機関のメリット

- ▶ 公的保証により、安全な融資資産の拡大に繋がります。
- ▶ スピーディーな対応が可能となり、事務の合理化に繋がります。
- ▶ 中小企業取引先拡大の大きな武器として利用できます。

3 ご利用に際して

ご利用いただける方



所在地

個人事業主

住居または事業所のいずれかが鳥取県内にあり、事業を営んでいる方

法人

本店または事業所等のいずれかが鳥取県内にあり、事業を営んでいる方

人 格

個人、法人（会社・組合・NPO等）が対象です。ただし、法人のうち学校法人、宗教法人など保証対象とならない法人格があります。くわしくは信用保証協会までお問い合わせください。

規 模

資本の額または従業員数のいずれか一方が、下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資本の額	常時使用する従業員数
製 造 業 等 ※	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業	5 千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
医療法人等	—	300人以下

※運送業、建設業、不動産業等を含みます。

業 種

農林漁業・金融業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）のほか、一部のサービス業で保証対象とならない業種があります。くわしくは信用保証協会までお問い合わせください。

許 認 可

保証をご利用いただく時点で有効な許認可、届出等が必要となる業種があります。許認可等の写しを添付する必要がある業種については、5～6頁をご覧ください。

ご利用いただけない方

- ▶ 手形交換所または電子債権記録機関で取引停止処分を受けている方、またはその第二会社。
- ▶ 不渡りとなった手形の振出人または引受人で、その処理が未了の方。
(電子記録債権の支払不能処分含む)
- ▶ 信用保証協会が代位弁済している方。
(ただし、一定の要件に該当すれば保証が可能な場合があります。)
- ▶ 信用保証協会の求償権の保証人で、債務履行をしていない方。
- ▶ 保証付融資の延滞等、保証実績の不良な方およびその保証人。
- ▶ 保証申込に際して、金融斡旋屋等の第三者が介在している方。
- ▶ 反社会的勢力等に該当する方。
- ▶ その他、中小企業信用保険法の適用を受けることができない方。
- ▶ 虚偽の申告をして保証を受けようとした方。



4 許認可等を必要とする業種

	業 種	許可等	有効期限	許認可者
1	食料品製造業	許可	5年を下らない 期間	知事
2	食料品販売業	//	//	//
3	飲食店・喫茶店	//	//	//
4	建設業	//	5 年	国土交通大臣又は知事
5	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業を除く)	//	—	国土交通大臣 又は地方運輸局長
6	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業に限る)	//	5 年	//
7	特定旅客自動車運送事業	//	—	//
8	自家用有償旅客運送事業	登録	2年 (更新時 2年又は3年)	国土交通大臣 又は地方運輸支局長
9	一般貨物自動車運送事業	許可	—	国土交通大臣 又は地方運輸局長
10	特定貨物自動車運送事業	//	—	//
11	旅館業	//	—	知事
12	古物営業	//	—	公安委員会
13	薬局	//	6 年	知事
14	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	//	5 年又は 6 年	厚生労働大臣又は知事
15	医薬品（体外診断用医薬品を除く）・ 医薬部外品・化粧品製造業	//	//	//
16	医療機器・体外診断用医薬品製 造販売業	//	5 年	//
17	医療機器・体外診断用医薬品製 造業	登録	//	//
18	再生医療等製品製造販売業	許可	//	//
19	再生医療等製品製造業	//	//	//
20	医薬品販売業	//	6 年	知事
21	高度管理医療機器・特定保守管 理医療機器販売業	//	//	//
22	高度管理医療機器・特定保守管 理医療機器賃貸業	//	//	//
23	医療機器修理業	//	5 年	厚生労働大臣又は知事



	業 種	許可等	有効期限	許認可者
24	再生医療等製品販売業	//	6 年	知事
25	一般廃棄物処理業	許可	2 年	市町村長
26	産業廃棄物処理業	//	5 年 (更新時5年又は7年)	知事
27	特別管理産業廃棄物処理業	//	// (更新時5年又は7年)	//
28	有料職業紹介事業	//	3 年 (更新時5 年)	厚生労働大臣
29	病院・診療所・助産所	//	－	知事
30	宅地建物取引業	免許	5 年	国土交通大臣又は知事
31	酒類製造業	//	－	税務署長
32	酒母・もろみ製造業	//	－	//
33	酒類販売業	//	－	//
34	第 1 種高圧ガス製造業	許可	－	知事
35	液化石油ガス販売業	登録	－	経済産業大臣又は知事
36	一般労働者派遣業	許可	3 年 (更新時5 年)	厚生労働大臣
37	家畜商	免許	－	知事
38	浄化槽清掃業	許可	2 年	市町村長
39	興行業	//	－	知事
40	浴場業	//	－	//
41	測量業	登録	5 年	国土交通大臣
42	砂利採取業	//	－	知事
43	碎石業	//	－	//
44	建築士事務所	//	5 年	//
45	電気工事業	//	//	経済産業大臣又は知事
46	自動車分解整備業	認証	－	地方運輸局長
47	揮発油販売業	登録	－	経済産業局長
48	揮発油特定加工業	//	－	//
49	軽油特定加工業	//	－	//

※飲食店等の中で、風俗営業の許可を受けている方は、ご利用いただけない場合もあります。

5 信用保証のご利用内容

保証限度額

個人・法人 2億8千万円

組 合 4億8千万円

※ 一定の要件に該当する場合には、別枠保証が利用できます。



資金使途

事業に必要な運転資金・設備資金に限ります。

(生活資金など事業に関係のない資金は対象になりません。)

連帯保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

- 例外** ▶ 実質的な経営権を有している者、営業許可主義人又は経営者本人の配偶者が連帯保証人となる場合
- ▶ 経営者本人の健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合
- ▶ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

担 保

過度に担保に依存しない保証を行っていますが、必要に応じてご提供いただく場合があります。

また、金融機関取得担保を援用させていただく場合もあります。

信用保証料

経営状況等に応じ、9段階の料率が設定されております。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
特殊保証	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%

※ 上記料率は一般的な料率です。県・市町村制度融資、責任共有制度の対象・非対象、弾力化対象・対象外等により、表と異なった料率となる場合があります。

※ 「特殊保証」とは、当座貸越根保証・事業者カードローン根保証・手形割引根保証をご利用の場合の料率です。

※ 財務内容の総合的な評価は、「CRD(中小企業信用リスク情報データベース)」を利用します。

信用保証料の割引について

下記に該当している場合は、財務内容により適用される保証料率からそれぞれ0.1%の割引を行っています。

- ①「中小企業の会計に関する基本要領」を適用して財務諸表を作成したことを、財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が確認している場合、若しくは会計参与を設置していることが確認できる場合
- ② 当該申込に担保の提供がある場合

- ※ 「中小企業の会計に関する基本要領」を適用した信用保証料の割引は、平成29年9月末までとなります。
- ※ 保証制度等によっては割引できない場合があります。くわしくは信用保証協会までお問い合わせください。

責任共有制度

金融機関と信用保証協会が連携して、積極的に中小企業の方への経営支援などができるようにすることを目的としています。

金融機関が負担する方式は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかを金融機関ごとに選択することとなっていますが、どちらでも金融機関の負担割合は同等です。

なお、中小企業の方の資金調達に支障を来たすことのないよう、対象から除かれている制度があります。

対象外の主な保証制度

- ▶ 経営安定関連（セーフティネット）1～6号にかかる保証
- ▶ 小口零細企業保証（鳥取県中小企業小口融資保証）
- ▶ 創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証
- ▶ 特別小口保険にかかる保証

経営者保証に関するガイドライン対応

平成25年12月に公表されたガイドラインの趣旨を踏まえ、「経営者保証ガイドライン対応保証制度」の申込人資格要件をすべて満たす場合は、金融機関と連携して経営者保証に依らない融資を推進します。

申込人資格要件等の詳細な保証条件は、各保証担当部署にお問い合わせいただくか、信用保証協会ホームページをご覧ください。

6 お申込の前に



申込み手続きに際しては、
次の点を十分ご確認ください。

- ① 県内に事業所等がある中小企業ですか？
- ② 資本金・従業員数は該当していますか？
- ③ 業種は保証対象業種ですか？
- ④ 許認可が必要な業種ではありませんか？
- ⑤ 資金使途は事業資金ですか？
- ⑥ 手形・電子記録債権取引関係に不祥事はありませんか？
- ⑦ 制度保証をご利用の場合、制度毎の資格要件に該当していますか？
- ⑧ 保証協会に求償権、他利用口の延滞等のチェックはありませんか？

7 申込書・添付書類一覧

下記のほかに、制度保証毎に必要な資料やその他追加資料を提出していただくことがありますので、くわしくは信用保証協会までお問い合わせください。

	書 類 名	留 意 事 項
通常申込に必要な書類	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要となります。
	信用保証委託契約書	保証申込の都度、毎回必要となります。 日付欄には記入日を記載いただき、印鑑登録されている実印を押印願います。
	個人情報の取扱いに関する同意書	保証申込の都度、毎回必要となります。 保証申込の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出願います。
	確定申告書（写） （決算書）	直近2期分が必要となります。 ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です。また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります。
	残高試算表	決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。
	商業登記簿謄本（写）	保証申込の都度、毎回必要となります。
	定款（写）	初回申込時のみ必要となります。
	印鑑証明書（写）	印鑑証明書の写しを添付願います。
	納税証明書または納付書	特別小口保証制度を利用される場合は、所得税、法人税、事業税いずれかの証明書が必要となります。
設備資金	許認可証（写）等	事業上必要な許認可証等（主たる事業の本母店の一店舗）の写しを添付願います。 すでに提出済で、その許認可証等有効期間内である場合には不要です。
	住民票または在留カード（写）もしくは特別永住者証明書（写）	代表者または連帯保証人が外国人である場合に、在留資格および在留期間（満了日）等の確認のため必要となります。
	見積書（写）	建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。
担保を提供いただく場合	建築確認申請書（写）	原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。
	契約書等（写）	
	不動産登記簿謄本	新規担保提供時に最新のものを提出願います。 なお、前回保証と同一根抵当権設定登記条件の場合は不要です。
	公図（地積・測量図）	
	建物図面・各階平面図	借地の場合に必要となります。
	土地賃貸借契約書（借地契約書）	
	承諾書	



申込書等のご記入方法

信用保証委託申込書（中小企業者記入）のポイント

- ▶ 申込日は記入してありますか？
- ▶ 名前は自署されていますか？ 印鑑は実印が押してありますか？
- ▶ 従業員数は記入してありますか？
- ▶ 許認可等が必要な場合、写しが添付されていますか？
- ▶ 資金の必要理由は具体的に書いてありますか？
- ▶ 申込人（企業）概要は記入してありますか？
- ▶ 保証料分納希望の有無は明記してありますか？
- ▶ 中小企業会計準拠に伴う割引を希望される場合は、確認書類の添付が必要です。
- ▶ 保証協会団体信用生命保険の加入を希望される場合は、団信用の申込書等が必要です。

信用保証依頼書（金融機関記入）のポイント

- ▶ 依頼日は記入してありますか？
- ▶ 貸付予定日、期日は記入してありますか？
 - ※実際に貸付を行う日と償還期日を記入してください。
特に、根保証は利息制限法の関係で、原則として貸付実行日が当初予定からずれ込んでも償還期日は変更しませんので、十分な打ち合わせをお願いします。
 - ※短期保証（条件変更による短期の延長も含む）の場合は、貸付期間を月単位（償還期日が貸付日の応答日）としてください。
- ▶ 貴店取引状況に記入漏れはありませんか？
- ▶ 金融機関所見は、できるだけ詳しくお書きください。



9 保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）



代表者のご家族や後継者のみなさんの安心を
しっかりサポートする、全国統一の制度です。

代表者の方に万が一のこと（死亡もしくは所定の高度障害）があった場合、生命保険会社から支払われる保険金によって債務が弁済されるため、ご家族や事業承継をされる方への負担が大幅に軽減されます。

1 ご加入の対象となる方

加入申込日（告知日）現在満20歳以上66歳未満の個人事業主または法人の業務執行について代表権を有する連帯保証人。

2 対象となる融資

- ① 1企業に対する限度額は、100万円以上1億円以下となります。
- ② 融資期間は1年以上、貸付形式は証書貸付に限ります。
- ③ 返済方法は分割返済に限ります。

3 お申込手続

加入を希望される方は、信用保証委託申込書下部の「団信加入希望」欄の「有」に○印を記入して、必要書類をご提出ください。くわしくは信用保証協会までお問い合わせください。

4 特約料

年払いの特約料は債務残高をもとに計算されますので、余分な負担がありません。

平成29年
4月から引下げ
られました！

年払特約料の目安（融資金額100万円／元金均等返済・据置期間なしの場合）

（単位：円）

返済期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	4,880	2,770	970	—	—	—	—	—	—	—	8,620
5年	5,080	3,820	2,740	1,660	580	—	—	—	—	—	13,880
7年	5,180	4,270	3,500	2,730	1,960	1,190	420	—	—	—	19,250
10年	5,240	4,610	4,070	3,530	2,990	2,450	1,910	1,370	830	290	27,290

※1 上記の金額は目安であり、返済方法や返済条件等で異なる場合があります。

※2 特約料は今後変更される場合があります。

団信制度についての
お問い合わせ窓口

全国信用保証協会連合会 総務部団体信用生命保険室
団信担当直通 0120-966-023

10 主な保証制度

小規模事業者向け

制度名	主体	対象者
小規模事業者 カードローン (強小プラス)	協会	(1) 創業後 1 年未満のもので次の全てに該当する県内中小企業者 ①創業計画書の提出ができること。 ②創業したことを確認できる資料（開業届、商業登記簿謄本）の提出ができること。 ③申込金融機関もしくは創業に携わった商工団体等が今後とも支援育成していきたい先であること。 (2) 創業後 1 年以上のもので次の全てに該当する県内中小企業者 ①同一事業の業歴が 1 年以上で、1 期以上の決算を行っていること。 ②最近 2 年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと。 ③申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成していきたい先であること。 ④事業者カードローン、小規模事業者カードローン（強小）及び本制度の利用がないこと。
小規模事業者 リレーション強化 保証制度 (強小ネクストⅡ)	協会	①同一事業の業歴が 1 年以上で、1 期以上の決算を行っていること。 ②最近 2 年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと。 ③申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成していきたい先であること。

金融機関との提携保証

制度名	主体	対象者
リレーション 強化保証 	協会	(1) 同一事業の業歴が 3 年以上あること。 (2) 最近の決算が債務超過でないこと。 ただし、債務超過であっても以下のいずれかに該当する場合は取扱い可。 ①担保提供がある場合 ②取扱金融機関が、本保証制度による融資額（借換を含む場合は、借換の額を除く。）の 20%以上の金額をプロパー融資で同時に実行する場合 (3) 条件変更により返済条件の緩和を行っていないこと。

設備投資向けの超長期資金

制度名	主体	対象者
新規需要開拓 設備資金	県	導入・新設、能力増強・拡張、更新・建替、維持・補修、合理化・省力化などのための設備投資を伴う計画に取り組む方

超長期借換資金

制度名	主体	対象者
経営再生円滑化 借換特別資金	県	(1) 最近 3 か月間又は直近決算期の売上高もしくは販売数量（建設業にあっては、完成工事高もしくは受注残高。以下「売上高等」という。）又は営業利益が平成 19 年 4 月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの。 (2) 保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの。 (3) 保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合には、当該借入金について、この保証の融資とは別に、金融機関から原則としてこの保証の融資と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの。



保証限度額	保証期間	保証料率	金利	保証人	特徴
・資格要件 (1) の場合 100 万円 ただし、本件を含めた保証債務残高が 3,000 万円以内であること。 ・資格要件 (2) の場合 1,000 万円 ただし、次の要件に該当すること。 (1) 平均月商の 3 ヶ月以内 (2) 本件を含めた保証債務残高 3,000 万円以内	1年又は2年	0.39 ～ 1.62%	金融機関所定	原則 法人代表者 以外不要	・1企業1口のみ
1,500 万円 ただし、本件を含めた保証債務残高 3,000 万円以内	10年	0.45 ～ 1.90%	金融機関所定	原則 法人代表者 以外不要	

保証限度額	保証期間	保証料率	金利	保証人	特徴
1 億円 ただし、本制度の残高がある場合は合算する。	運転10年 設備20年以内 (据置1年以内)	0.38 ～ 1.90%	金融機関所定	原則 法人代表者 以外不要	・金融機関の審査スキルを活用 ・根保証取扱い可 ・超長期の設備資金対応

保証限度額	保証期間	保証料率	金利	保証人	特徴
2億8千万円 ※限度額の特例あり	20年以内 (据置3年以内) ※据置の特例あり	0.23 ～ 1.08%	通常 1.66% (10 年超 1.87%) 特別 1.43% (同 1.60%)	原則 法人代表者 以外不要	・大型の設備投資にも安心な超長期の低利資金 ・海外子会社等の設備資金を目的とした当該会社等への出資等運転資金も可

保証限度額	保証期間	保証料率	金利	保証人	特徴
2億8千万円	15年以内 (据置1年以内)	0.45 ～ 1.08%	10年以内 1.43% 10年超 1.60%	原則 法人代表者 以外不要	・金融支援と経営支援をパッケージ ・キャッシュフローにあわせた返済計画

借入限度額順

借入限度額	制度名	主体	保証料率
～ 1,000 万円	追認保証	協会	0.45 ～ 1.90%
～ 1,250 万円	特別小口保証		0.80%
	中小企業小口融資	市町村	0.15 ～ 0.68%
～ 2,000 万円	事業者カードローン	協会	0.39 ～ 1.62%
～ 3,000 万円	小規模事業者融資	県	0.13 ～ 0.68%
～ 5,000 万円	取引安定化対策資金	県	0.45 ～ 1.08%
～ 8,000 万円	経営体質強化資金	県	0.45 ～ 1.08%
～ 10,000 万円	創業支援資金	県	0.21 ～ 0.58%
	新事業展開資金 (経営革新)		0.23 ～ 0.68%
	新事業展開資金 (海外進出)		
	再生支援資金		0.45 ～ 1.23%
	企業自立化支援資金		0.45 ～ 1.45%
	流動資産担保融資		0.68%
～ 20,000 万円	流動資産担保融資	協会	
	長期経営資金保証	協会	0.45 ～ 1.90%
	経営安定支援借換資金	県	0.45 ～ 1.08%
～ 28,000 万円	地域経済変動対策資金		0.23 ～ 1.08%
	当座貸越根保証	協会	0.39 ～ 1.62%
～ 45,000 万円	特定社債保証		0.45 ～ 1.90%

※この他にも、「市町村制度資金保証」や「金融機関提携保証」など、多くの保証制度があります。
くわしくは信用保証協会までお問い合わせください。

一般保証に比べて優遇されている条件					特徴
無担保	低保証料	低金利	長期返済	新規開業	
○					金融機関の融資後に保証
○	○				責任共有対象外
○	◎	○ (年 1.43 ~ 1.66%)			
○	○				
○	◎	○ (年 1.43 ~ 1.66%)			セーフティネット5号又は創業関連保証等に該当の方は保証料率一律0.30%
	○				
	○	○ (年 1.43%)			
	◎	○ (年 1.43 ~ 1.66%)		○	創業関連保証等に該当の方は保証料率一律0.30%
	◎	○ (年 1.43%)			経営革新計画の認定企業を支援
	◎				
	○	○ (10年以内2.30% 10年超2.60%)			県中小企業再生支援協議会と連携
	○	○ (年 2.30%)			
	○	○ (年 1.47%)			流動資産 (在庫・売掛金) の活用
	○				限度額には県制度流動資産担保融資分を含む
			○		超長期保証 (20年以内)
	○	○ (年 1.43 ~ 1.66%)			既存借入の借換 + ニューマネー
	◎	○ (年 1.43%)			地域経済に大きな影響があるものについて県が指定
○ (5千万円以内)	○				随時借入・随時弁済
○ (2億円以内)					直接金融の途を拓く

11 経営支援業務のご案内

自社の成長ステージに最適な経営支援が受けられます



当協会では、新たな事業、経営の改善などに取り組む中小企業の皆様に対して、当協会所属の中小企業診断士や外部専門家による経営支援を行っております。

支援内容は以下のとおりで、いずれも無料で対応いたしておりますので、お気軽にご相談ください。

1 経営支援

中小企業の皆様からの様々なご相談に乗り、向かうべき方向性について経営者の皆様と一緒に考えます。ケースによっては、とっとり企業支援ネットワーク等との連携による支援も行います。

2 再生支援

自ら再生に向けた経営改善に取り組む企業、求償権消滅保証を活用して再生を図る企業、中小企業再生支援協議会、再生ファンド等が再生を支援する企業の皆様に対して、計画策定等の支援を行います。

3 創業支援

経営支援課に「創業支援担当者」を配置し、創業を希望される皆様に対して、創業に関するご相談、計画策定等の支援並びに創業後のフォローを行います。
くわしくは当協会が発行している「創業ナビ」をご覧ください。

4 企業診断

当協会および連携する支援機関に所属する中小企業診断士等のチームにより、中小企業の皆様の現状をいろいろな角度から分析して、企業の体質改善の手助けを行います。

5 信用保証

①～④の支援の過程で信用保証による資金調達が必要と判断された場合、金融調整も含めた支援を行います。

6 メソッド アドバイザー 派遣事業

中小企業の皆様が抱える課題（販売・技術・人材・情報化等）を解決するための専門的な知識や経験を備えた専門家をご紹介します。

経営相談等
のお申込み

業務統括部 経営支援課 TEL 0857-26-6631
米子支所 経営支援課 TEL 0859-34-3535

12 よくあるご質問

Q 信用保証協会を利用している企業はどのぐらいありますか。

A 鳥取県内では約4割の中小企業のみなさまに信用保証制度をご利用いただいております。

Q 信用保証協会から直接融資してもらえるのですか。

A 信用保証協会は、あくまでも保証機関であり、融資は金融機関が行います。信用保証協会が直接融資することはできません。

Q 信用保証協会に相談した場合、費用はどのぐらいかかりますか。

A 信用保証協会にお支払いいただくのは保証付融資の実行時に信用保証の対価としていただく信用保証料のみであり、それ以外の費用は一切必要ありません。融資や経営の相談には無料でお応えしており、調査料・相談料等は一切いただきませんので安心してご利用ください。

Q 保証を受けた後でも相談にのってもらえますか。

A もちろん、随時無料で相談に応じています。また、保証後も業況の確認や経営課題に対するアドバイスなどのフォローアップを行っています。

Q 担保や連帯保証人がなくても融資が受けられますか。

A 保証付融資は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。担保についてはケースにもよりますが、できるだけ過度に担保に依存しない保証を行っていますので、ご相談ください。

13 保証協会用語の説明

保証承諾

中小企業からの保証申込を信用保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。保証承諾した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

あっせん 斡旋保証と経由保証

保証申込の窓口による区分です。

中小企業が保証を申込む際に、直接信用保証協会の窓口か、あるいは、都道府県・市町村・商工団体の窓口を通じて保証申込みする方法を「協会斡旋保証」といいます。

これに対して、申込を金融機関に行い、金融機関がその借入について信用保証を信用保証協会に対して依頼する方法を「金融機関経由保証」といいます。

代位弁済

信用保証協会が保証している金融機関の貸付金が、中小企業の倒産などにより金融機関への返済が不能となったとき、信用保証協会が中小企業に代わり、金融機関に対して貸付残額（元金と利息）を支払うことを「代位弁済」といいます。

求償権

信用保証協会が中小企業に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

旧債振替

新しい貸付債権に信用保証協会の保証を付けて、当該金融機関の既存の固有債権を消滅させることを「旧債振替」といいます。金融の円滑化という信用保証制度の目的に照らして好ましくないことから、厳しく制限されており、これに違反した場合は代位弁済に応じることができません。

ただし、旧債振替が事業資金として中小企業者の利益になり、これを予め信用保証協会が承認した場合は、例外的に認められることがあります。

14 お申込・相談窓口

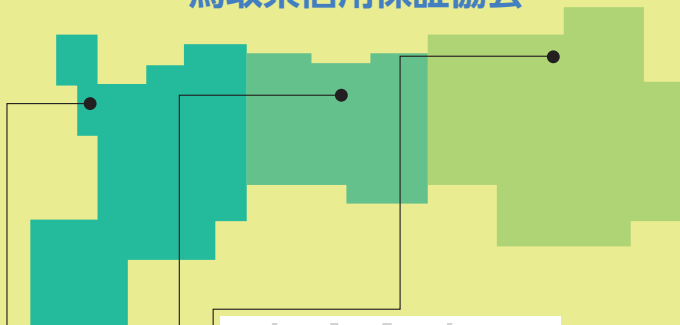
中小企業の方の住所地（法人は本店所在地）を担当する
部署にお問い合わせください。



事務所		担当部署	電話番号 (FAX番号)	事業内容	担当地区
本所	鳥取営業所	保証課	0857-26-6631 (0857-27-5149)	保証申込・審査 期中管理	鳥取市、岩美郡、 八頭郡
		管理課		求償権の管理・回収	
	業務統括部	保証統括課		保証企画・推進	県下全域
		管理統括課		管理回収企画 代位弁済事務	
		経営支援課		経営支援 再生支援 創業支援	
倉吉支所			0858-22-6103 (0858-22-7351)	保証申込・審査 期中管理 求償権の管理・回収	倉吉市、東伯郡
米子支所	保証課		0859-34-3535 (0859-34-2877)	保証申込・審査 期中管理	米子市、境港市 西伯郡、日野郡
	管理課			求償権の管理・回収	
	経営支援課			経営支援 再生支援 創業支援	

育てます小さな信用、守ります大きな信用

鳥取県信用保証協会



本所 鳥取営業所

〒680-0031
鳥取市本町3丁目201番地
鳥取産業会館3階
TEL 0857-26-6631
FAX 0857-27-5149



倉吉支所

〒682-0887
倉吉市明治町1037番地11
倉吉商工会議所会館1階
TEL 0858-22-6103
FAX 0858-22-7351



米子支所

〒683-0823
米子市加茂町2丁目204番地
米子商工会議所会館4階
TEL 0859-34-3535
FAX 0859-34-2877

ホームページ

<http://www.cgc-tottori.or.jp>

メールアドレス

hoshou@cgc-tottori.or.jp